



平成26年6月24日

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号

会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス

代表者名 代表取締役社長 高村 健太郎

(コード番号：7777)

問合せ先 取締役 新井 友行

電話番号 03(3511)3440

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成26年6月24日(火)付取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における当社普通株式の募集(以下「本海外募集」という。)に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本資金調達背景と目的

当社グループは、米国マサチューセッツ工科大学からライセンス供与を受け、独占的・全世界事業化権を保有している自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、外科領域・再生医療領域・DDS(ドラッグデリバリーシステム)領域における医療機器等の研究開発を行っております。現在、外科領域及び再生医療領域でパイプラインを有しており、当該パイプラインを上市して製品販売による収益の獲得を目指しております。

主要パイプラインである吸収性局所止血材(TDM-621)については、平成26年1月に欧州にてCEマーキング(注1)の認証を取得しEU加盟国での販売開始が可能となり、同CEマーキング適用圏(CEマーキング認証内容を製造販売承認申請へ資料として提出可能な国)であるアジア・オセアニア・南米等に対してグローバルな製品販売に向けた展開を開始しております。

(注1) 欧州連合(EU)地域に販売(上市)される指定の製品に貼付が義務付けられる基準適合マーク

またその他のTDM-621のグローバル展開については、米国において平成27年4月期中の臨床試験開始に向け準備を進めており、アジアでは韓国及び台湾での事業パートナーとの締結に加え、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

平成 25 年 5 月にインドネシアでも事業パートナーと販売権許諾契約の締結、平成 26 年 6 月にはシンガポール国内の医療機器製品登録申請を行うなど各国への展開を着実に進めております。

一方で日本国内における TDM-621 展開としましては、平成 23 年 4 月に臨床試験を終了して独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）への製造販売承認申請を行っております。国内の TDM-621 の製造・販売体制については、扶桑薬品工業株式会社との間で契約を締結し上市に向けた体制構築を進めております。

当社グループは引き続き国内承認取得に向け取り組むとともに、CE マーキングを活用したグローバル展開に積極的に取り組み、早期に製品販売を開始し収益確保を目指してまいります。

本海外募集による新株式発行に基づく調達資金は、研究開発資金（主に吸収性局所止血材の CE マーキング取得に伴うグローバル展開における申請費用及び各種試験費用）、原材料調達資金並びに製造検討資金に充当する予定であり、その他では金融機関からの短期借入金の返済及び運転資金に充当する予定です。本資金調達により財務基盤を強化し、当社グループの事業戦略を加速させることに加えて中長期的な安定的成長、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 本海外募集による新株式発行

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,600,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成26年6月24日（火）から平成26年6月26日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定します。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とします。 |
| (4) 募集方法 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における募集とし、Mizuho International plc（以下「引受人」という。）を主幹会社兼単独ブックランナーとして、全株式を買取引受けさせます。 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、募集価格（発行価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定します。

- | | |
|---|---|
| (5) 引受人の対価 | 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして募集価格と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。 |
| (6) 払込期日 | 平成26年7月9日（水） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 安定操作 | 該当事項はありません。 |
| (9) 募集価格、払込金額並びに増加する資本金及び資本準備金の額その他本海外募集による新株式発行に必要な一切の事項については、当社代表取締役に一任します。 | |

<ご参考>

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,914,800株	（平成26年5月31日現在）
増資による増加株式数	1,600,000株	
増資後発行済株式総数	21,514,800株	

2. 調達資金の使途等

(1) 今回資金調達の使途

本海外募集に係る差引手取概算額 6,282,720 千円（見込）については、3,000,000 千円を平成30年4月期までの研究開発資金・原材料調達資金・製造検討資金に、800,000 千円を平成27年4月期までの借入金返済に、残額を平成29年4月期までの運転資金に充当する予定であります。研究開発資金・原材料調達資金・製造検討資金及び借入金返済の用途別の具体

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

的な内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

使途	内容	金額	支出予定時期
止血材 研究開発費用	吸収性局所止血材の CE マーク圏（欧州・東南アジア・オセアニア等）における製品化に向けた開発費用及び認証取得費用等、ペプチド原材料の購入費用・製造検討費用、中国での開発に向けた臨床費用等	2,800,000	平成 26 年 8 月～ 平成 30 年 4 月
創傷治癒材 研究開発費用	創傷治癒材の米国での開発に向けた申請・試験費用等	200,000	平成 26 年 11 月～ 平成 28 年 4 月
借入金返済	金融機関からの借入金返済	800,000	平成 27 年 4 月期
合計		3,800,000	—

※上記差引手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。また、研究開発資金については、主に吸収性局所止血材（TDM-621）の CE マーク取得に伴うグローバル展開に向けての申請費用及び各種試験費用等の開発費として充当する予定です。

なお、差引手取金概算額は、平成 26 年 6 月 23 日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額であります。

また、前回公募増資実施時の研究開発費用は主に吸収性局所止血材（TDM-621）の海外展開に向けての準備費用として米国および欧州での臨床試験、人件費等でありましたが、今回の研究開発費用は主に吸収性局所止血材の CE マーキング取得に伴うグローバル展開における申請費用及び各種試験費用であり、資金使途が前回公募増資と重複することはありません。

(2) 前回資金調達の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集に伴う当期業績予想の変更はありません。本海外募集は、当社グループの中長

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

期的な収益性の向上及び財務基盤の改善に資するものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は年1回の期末配当の実施及び利益に応じて中間配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は、いまだ医療製品の開発に向け継続的に研究開発活動の実施へ資金を充当する段階であり、設立以来配当を実施しておらず、また、第10期事業年度末においても配当可能な状況にない状態です。今後も当面は研究開発活動へ資金を優先的に充当していく予定であり、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、累積損失が処理された段階において、財務状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施について検討する所存であります。

また、当社の配当決定機関は株主総会ですが、中間配当につきましては会社法第454条第5項に定める中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	(第8期) 平成24年4月	(第9期) 平成25年4月	(第10期) 平成26年4月
1株当たり連結当期純利益	18.42円	△52.63円	△77.77円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	15.4%	—	—
連結純資産配当率	—	—	—

(注) 1 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- 2 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
- 3 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
- 4 平成26年4月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。
- 5 当社は、平成24年9月1日及び平成25年6月1日付で、それぞれ、普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失については、平成24年4月期の期初に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、当社及び当社子会社の役職員等に対して、以下のとおりストップオプションとして新株予約権を付与しています。なお、本海外募集後の発行済株式総数に対する下記の交付株式残数の比率は4.77%となる見込みです。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在的株式の比率となります。

ストックオプションの付与状況（平成26年5月31日現在）

	決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
第2回 (い)	平成16年9月27日	—	125円	63円	平成16年9月28日から平成26年9月27日まで
第2回 (ろ)	平成16年11月5日	—	125円	63円	平成16年11月8日から平成26年11月7日まで
第3回	平成17年7月11日	—	125円	63円	当社取締役及び従業員 平成18年7月23日から平成26年7月22日まで 上記以外の者 平成17年7月11日から

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

					平成 26 年 7 月 22 日まで
第 4 回	平成 18 年 5 月 31 日	6,400 株	250 円	125 円	当社取締役及び従業員 平成 19 年 7 月 29 日から 平成 28 年 5 月 30 日まで 上記以外の者 平成 18 年 5 月 31 日から 平成 28 年 5 月 30 日まで
第 5 回	平成 19 年 7 月 30 日	—	250 円	125 円	従業員 平成 21 年 8 月 1 日から 平成 29 年 7 月 29 日まで 上記以外の者 平成 19 年 7 月 30 日から 平成 29 年 7 月 29 日まで
第 6 回	平成 19 年 11 月 22 日	—	250 円	125 円	平成 19 年 12 月 1 日から 平成 29 年 11 月 30 日まで
第 7 回	平成 20 年 7 月 9 日	168,000 株	250 円	125 円	当社取締役及び従業員 平成 22 年 7 月 10 日から 平成 30 年 7 月 9 日まで 上記以外の者 平成 20 年 7 月 10 日 平成 30 年 7 月 9 日
第 8 回	平成 21 年 7 月 15 日	187,200 株	250 円	125 円	当社取締役及び従業員 平成 23 年 7 月 16 日から 平成 31 年 7 月 15 日まで 上記以外の者 平成 21 年 7 月 16 日から 平成 31 年 7 月 15 日まで
第 9 回	平成 22 年 7 月 8 日	182,400 株	250 円	125 円	当社取締役及び従業員 平成 24 年 7 月 9 日から 平成 32 年 7 月 8 日まで 上記以外の者 平成 22 年 7 月 9 日から 平成 32 年 7 月 8 日まで
第 10 回	平成 23 年 4 月 26 日	217,600 株	313 円	157 円	当社取締役及び従業員 平成 25 年 4 月 27 日から 平成 33 年 4 月 26 日まで 上記以外の者 平成 23 年 4 月 27 日から 平成 33 年 4 月 26 日まで
第 11 回	平成 24 年 8 月 15 日	88,000 株	1,344 円	672 円	平成 26 年 8 月 16 日から 平成 34 年 8 月 15 日まで
第 12 回	平成 25 年 4 月 26 日	24,000 株	4,055 円	2,028 円	平成 27 年 4 月 27 日から 平成 35 年 4 月 26 日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

第13回	平成25年7月25日	121,600株	5,237円	2,619円	平成27年7月25日から 平成35年7月24日まで
第14回	平成26年2月17日	30,400株	4,947円	2,474円	平成28年3月7日から 平成36年3月6日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成23年10月23日	新規上場時 有償一般募集 1,352,400千円	2,035,500千円	2,025,500千円
平成25年7月23日	有償一般募集 2,289,375千円	3,301,361千円	3,291,329千円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	(第8期) 平成24年4月	(第9期) 平成25年4月	(第10期) 平成26年4月	(第11期) 平成27年4月
始 値	1,200円	3,645円 *3,000円	9,200円 *6,000円	3,630円
高 値	3,860円	6,220円 *8,990円	13,150円 *6,530円	5,100円
安 値	1,180円	3,570円 *2,477円	8,640円 *2,460円	2,990円
終 値	3,560円	6,060円 *8,980円	10,700円 *3,650円	4,595円
株価収益率	48.3倍	一倍	一倍	一倍

- (注) 1 平成25年4月期の株価について、*印は、平成24年9月1日付株式分割による権利
 落後の株価であります。
- 2 平成26年4月期の株価について、*印は、平成25年6月1日付株式分割による権利
 落後の株価であります。
- 3 平成27年4月期の株価等については、平成26年6月23日(月)現在で記載して
 おります。
- 4 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集
 に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成され
 たものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。
 文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、また、
 登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件
 を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公
 募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見
 書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

成 26 年 4 月期の数値は未監査) で除した数値です。なお、平成 25 年 4 月期及び平成 26 年 4 月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成 27 年 4 月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社は、引受人との間で、本海外募集に関する発行価格等決定日に始まり本海外募集に係る払込期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行その他これに類する一定の行為（ただし、本海外募集、単元未満株主の株式売渡請求権の行使による自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う当社普通株式の交付、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の交付、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びストックオプションとして発行された新株予約権の行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。